

# ○沖縄県立看護大学研究科教務委員会規程

(平成 17 年 4 月 20 日)

[沿革] 平成 19 年 4 月 25 日 改正

平成 24 年 4 月 18 日 改正

(設置)

**第 1 条** 沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教育課程及びその履修に関すること
- (2) 学生の転学、留学、休学、復学、退学、除籍及び修了に関すること
- (3) 学生の修了判定に関すること
- (4) 学生の単位取得に関すること
- (5) 教育費の執行計画に関すること
- (6) その他教務に関すること

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長が指名する教員 3 名程度

(任期)

**第 4 条** 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長を置き、研究科長がこれに当たる。

**2** 委員長は、会務を総理する。

**3** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

**第 6 条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

**2** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

**3** 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用後、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月18日から施行する。